

今年の 10 月 1 日よりいよいよ消費税率が 10%となります。ただ、取引内容によっては 4 月 1 日にも消費税率アップの影響が出ますので、この間の経過措置についてお伝えします。

【経過措置とは】

消費税率はすべての取引について原則として施行日（10 月 1 日）に一律に引き上げられますが、一定の取引については同日以降の取引についても旧税率（8%）を適用する各種経過措置が設けられています。そして、契約等の締結日が指定日（4 月 1 日）より前であることを要件とするものが多いです。以下、主なものを記載します。

【工事の請負等に係る経過措置】

事業者が指定日の前日（3 月 31 日）までの間に締結した工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約及びこれらに類する一定の契約に基づき、施行日以降にその契約に係る課税資産の譲渡等（目的物の引渡等）を行う場合には、その譲渡等については旧税率 8%が適用されます。（請負契約を受託した側は経過措置の適用を受けた旨を相手方に通知すること）

【資産の貸し付けに関する経過措置】

指定日の前日までの間に締結した資産の貸付に係る契約に基づき、施行日をまたいで継続して行われる資産の貸付で、その契約の内容が以下「①及び②」または「①及び③」の要件に該当するときは、施行日以降に行う資産の貸付について、旧税率が適用されます。

- ① 資産の貸付期間及びその期間中の対価の額が定められていること。
- ② 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。
- ③ 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申し入れをすることができる旨の定めがないこと並びに当該貸付に係る資産の取得に要した費用の額及び付随費用の額等の合計額のうちに当該契約期間中に支払われる当該資産の貸付の対価の額の合計額の占める割合が 90%以上であるように当該契約において定められていること。

【不動産の賃貸料に係る適用税率】

賃貸借契約で「当月分（一日から末日まで）の賃貸料の支払期日を前月〇日」としており、2019 年 10 月分の賃貸料を 9 月に受領する場合、施行日以降である資産の貸付の対価として受領するもののため、新税率が適用されます。（逆に当月分の翌月払の場合は 10 月に支払ったとしても旧税率となります）

詳細は国税庁のHPにも記載されています。今後しばらくは提供する仕事、提供される仕事が経過措置に該当するのかどうかご注意ください。

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 331 回

メイドインジャパンの商品・製品の優位性は今に始まったことではなく、世界各国で極めて評価の高いものです。こういった細部までこだわる技術力は簡単にまねることのできるものではなく、日本の価値が改めて見直される理由でもあります。

一方、日本の経営者や政治家・国民に 50 年先のビジョンを述べてもらおうと、これが何も出てこないところでもあります。

こういった長期的戦略を立てられる人材を育てていくことは、これからの日本にとっては必要不可欠ではないかと思われまます。

経営環境はますます厳しくなっていますが、ちょっと角度を変えて、倒産しない会社・生き残れる会社になるにはどうすればいいか少し考えてみましょう。

1. 社長が変わらなければ社員は変わらないということを自覚してください。
2. 経営ビジョンはありますか。場当たり経営では生き残るのは難しいですね。
3. 会社を良くするための具体的なアクションプランがありますか。それを必ず実行していますか。
4. 利益率はしっかりチェックしていますか。儲からない仕事ばかりでは会社はつぶれますね。
5. 戦略的思考はできていますか。
6. コスト意識は徹底していますか。
7. 従業員とのコミュニケーションはしっかりとできていますか。
8. 公私混同は必ずやめてください。

今年もいろいろ起こりそうな年です。安易な行動はあなたの会社をダメにします。十分気をつけてください。

前田の《今人生を語る》第 236 回

めざめよ日本人（158）

何を信じたらよいか。

国の統計不正問題・民間の企業不正等々、ここ 1 年間の不正の発生は、それが意図したものかどうかは分かりませんが、日本人の信頼を損なうには十分すぎるほどの重大ごとですね。心やさしい日本人であるだけでは世界で生き抜いてはいけません。日本人のアイデンティティをもっとしっかりしていかなければなりませんね。